

食品衛生法施行令に基づく食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例
をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四号

食品衛生法施行令に基づく食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を

定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第八条第一
項の規定に基づき、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定めるものとする。

(設備)

第二条 食品衛生検査施設（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十九条
第一項の検査施設をいう。以下同じ。）には、理化学検査室、微生物検査室、動物飼育
室及び事務室を設け、検査又は試験のために必要な機械及び器具であつて規則で定める
ものを備えるものとする。

(職員の配置)

第三条 食品衛生検査施設には、検査又は試験のために必要な職員を置くものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。